



港区こども誰でも通園制度 利用のごあんない

教育・保育施設を利用していない在宅子育て家庭のお子さんを対象に、家庭と異なる経験をする場を提供し、子どもの成長を促すことを目的として、港区独自の「こども誰でも通園制度」を実施します。区立幼稚園及び私立幼稚園でのご利用を希望される方は、以下の記載事項をご確認の上、申請してください。

1 対象児童 ※次の全てを満たすお子さんが対象です。

- (1) 令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれていること（2歳児クラス年齢）。
- (2) 利用開始時点で、幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に **在籍していない**こと（認可外保育施設に通う児童は対象）。

※ 医療的ケアが必要なお子さんについては、受入体制が整っていないためお預かりできません。

2 実施園（区立幼稚園2園、私立幼稚園1園）

区立幼稚園	・中之町幼稚園（赤坂九丁目2番26号） 電話：03-3405-7619 ・高輪幼稚園（高輪二丁目12番31号） 電話：03-3447-3356	→項番3へ
私立幼稚園	・明徳幼稚園（芝公園四丁目7番4号） 電話：03-3431-0592	→項番4へ

※ 区立幼稚園と私立幼稚園で、実施内容や申込方法が異なります。

3 区立幼稚園（中之町幼稚園、高輪幼稚園）の実施内容及び申請方法等

（1）実施概要

実施日時	「月・木曜クラス」と「火・金曜クラス」の選択制（週2日の利用） 1回2時間30分（午前9時から午前11時30分まで） ※春休み・夏休み・冬休み期間中の実施はありません。		
利用定員	各園5人（クラスごと）	利用料	無料
利用可能期間	【前期】令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水） 【後期】令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水） ※半年ごとの利用となります。		
申請等に関する問い合わせ先	学校教育部学務課学事係 03-3578-2779 ※月～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時		

（2）申請方法

区立幼稚園での利用を希望する場合は、利用対象者として確認する「認定申請」と施設の「利用申込み」の2つの手続きを区に行っていただきます（同時に申請可能）。次のURLまたは二次元コードから申請フォームにアクセスし、必要な情報を入力してください（郵送・持参による申請は次ページ参照）。

※ 申請時点で区内に住民登録があり、現に居住している方を申請対象とします。港区外にお住まいの方については、利用定員に空きがある場合のみ受け付けます。

※ 写真を添付する場合は、鮮明で文字が読み取れる状態のものを使用してください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/1163629>



フォームへの入力が完了すると、受付完了メールが届きますので、抽選日（次ページ参照）までメールは保存しておいてください。なお、受付完了メール記載の受付番号は、抽選番号ではありません。申請多数で抽選になった場合は、港区ホームページに「受付番号と抽選番号の対応表」を掲載しますので、必ず確認してください。

(3) 利用者選出方法

申請者数が定員以内の場合は、利用内定となり、郵送で連絡します。

定員を超える申請があった場合は、抽選を実施し、内定者を決定します（抽選となった場合には、抽選会場等を港区ホームページにて事前にお知らせします。）。なお、抽選は、区内に住民登録があり、現に居住している方を優先します。また、内定辞退等を考慮し、利用待機者を数名選出する場合があります。

(4) 受付期間・抽選日・結果発表日（前期利用分）

郵送・電子申請の受付期間	窓口申請の受付期間	抽選日・結果発表日
令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月17日（火）	令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月20日（金）	令和8年3月5日（木）

※ 抽選となった施設については、別途、港区ホームページで公表します。

※ 後期利用分の申請スケジュール等は、別途、港区ホームページでお知らせします。

(5) 利用の終了

利用中に以下のいずれかに該当した場合は、利用終了となります。

① 幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業等の定期的な利用を開始する場合

② 区外に転出する場合

③ 1か月を超えて利用をしない場合（月の初めから1か月間利用をしない場合は、「利用休止」が可能）

4 私立幼稚園（明徳幼稚園）の実施内容及び申請方法等

(1) 実施概要

実施日時	週1日（水曜）、1回2時間（午前9時30分から午前11時30分まで） ※5月から開始予定、春休み・夏休み・冬休み期間中の実施はありません。		
利用定員	9人	利用料	無料
申込みに関する問い合わせ先	明徳幼稚園 03-3431-0592 ※月～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後4時30分		

(2) 申請方法

私立幼稚園での利用を希望する場合は、利用対象者として確認する「認定申請」を区に対して行っていただき、施設の「利用申込み」は、実施園に直接行っていただきます。

「認定申請」は、次のURLまたは二次元コードから申請フォームにアクセスし、必要な情報を入力してください。認定申請は、令和8年1月26日（月）以降、随時受け付けますので、「利用申込み」の前に手続きをしてください。

※ 写真を添付する場合は、鮮明で文字が読み取れる状態のものを使用してください。



【URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/1163629>

◎「利用申込み」は、実施園で受け付けます。詳細は実施園のホームページ等でご確認ください。

※ 港区外にお住まいの方は、上記によらず、お住まいの自治体で「認定申請」をしていただいた上で、実施園に「利用申込み」をしてください。

(区立幼稚園、私立幼稚園共通) 郵送・窓口提出による申請を希望する場合

所定の書類を郵送していただくか、窓口に提出し、申請してください。

提出書類	① こども誰でも通園制度認定兼利用申請書（区指定様式）※私立は認定申請のみ ② 令和8年度こども誰でも通園制度利用申請に当たっての確認書（区指定様式） ※ ①②は港区ホームページからダウンロードできます。
受付窓口	郵送（〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所保育課保育支援係 港区こども誰でも通園制度担当者宛）または、港区役所本庁舎7階保育課窓口
窓口受付時間	月～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時

5 注意事項等

(1) 区立幼稚園・私立幼稚園の共通事項
① 児童1人につき1件の申請としてください。
② 利用申請できる施設は、児童1人につき1施設のみです。
③ 郵送申請時の到着確認には回答できませんので、自身で到着確認ができる郵送方法としてください。
④ 郵送事故等による書類の遅れや不着について、区は一切の責任を負いません。
⑤ 次のドメインからのメールを受信できるように設定してください。（@city.minato.tokyo.jp）
⑥ 同一児童について複数回の申請があると判断した場合、最新の申請のみ有効な申請とします。
(2) 区立幼稚園に関する事項
① 利用希望施設・利用希望曜日等の申請内容について、受付期間を過ぎての変更はできません。
② 抽選となった場合に、利用を希望する児童が双子で、2人そろって利用できる場合のみ利用を希望するときは2人でひとつの抽選番号とし、1人しか利用できない場合でも利用を希望するときは1人ひとつの抽選番号とします。申請書の希望をうかがう箇所にご記入ください。
③ 利用内定者は、面談を受けたのち、正式な利用決定となります。お子さんの健康状況等によって集団保育に適さないと判断された場合、利用内定が取消しとなることがあります。
④ 申請後、対象児童の要件を満たさなくなった場合、利用内定及び利用決定は取消しとなります。
⑤ 原則として、初回利用月の最初の2週間程度は、慣らし保育として親子通園を行っていただきます。

6 よくあるご質問

Q1. 「あっぴい」や認可保育園等での一時預かり事業を利用したことがあるが、対象児童に該当するか。
A1. 一時預かりのみの利用であれば、対象児童に該当します。
Q2. 実施園の見学は可能か。
A2. 各実施園に直接お問合せください。
Q3. インターナショナルスクールを週2日利用しているが、対象児童に該当するか。
A3. インターナショナルスクールの多くは認可外保育施設に該当します。認可外保育施設の利用者は、本事業の利用対象となります。
Q4. 利用頻度は、週1日もしくは2日のみで、週3日や週4日では利用できないのか。
A4. 各実施園の実施日に合わせた利用となり、週3日や週4日の利用はできません。
Q5. 給食やおやつは提供されるのか。
A5. 給食やおやつの提供はありません。
Q6. 令和8年4月1日の教育・保育施設（保育園等）への入園が内定していても申請できるのか。
A6. 申請できません。なお、令和8年4月1日の教育・保育施設への入園申込みをしていても申請は可能ですが、令和8年4月の入園内定が出た時点で、本事業の利用決定は取消しになります。
Q7. 園行事には参加はできるか。
A7. 実施園とご相談ください。
Q8. <区立幼稚園>令和8年度の後期利用分の申請手続きはいつ頃か。
A8. 令和8年10月～令和9年3月の利用者の募集は、令和8年7月頃に行う予定です。
Q9. <区立幼稚園>利用開始後、利用曜日の変更はできないのか。
A9. 原則、利用曜日の変更はできません（利用定員に空きのある場合は要調整）。
Q10. <区立幼稚園>利用可能期間が6か月ごとだが、1か月のみの利用でも良いのか。
A10. 原則、6か月ご利用ください。ただし、途中で保育園等への入所が決まった場合はこの限りではありません。

＜利用開始までの流れ＞

区立幼稚園

1



認定申請
・
利用申込み

- 申請締切日までに、電子申請により利用対象者としての「認定申請」及び施設の「利用申込み」を行ってください（郵送または窓口申請も可能）。なお、郵送申請の場合は締切日必着になりますので、注意してください。
- 必要に応じ、教育・保育施設の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。

2



利用者
の抽選

- 定員を超える申請があった場合は、抽選を行います。
抽選会場等については、港区ホームページにて事前にお知らせします。
- 抽選結果については、抽選日当日に港区ホームページにて発表します。

3



利用者
の内定

【内定した場合】

- 内定した方には、郵送で連絡します。

【内定しなかった場合】

- 内定に至らなかった全ての方に、郵送で連絡します。
- 利用待機者の方には、内定者の状況に応じて利用が可能になった場合、電話で連絡します。

4



面談

- 内定通知でお知らせする面談日時に幼稚園にお越しいただき、面談を行います。
(指定日に都合が付かない場合は、園に連絡し、個別調整してください。)

5



利用
開始

- 決定した初回利用日に登園してください。

私立幼稚園

1



認定申請

- 実施園への「利用申込み」の前に、電子申請により利用対象者としての「認定申請」を区に行ってください（郵送または窓口申請も可能）。
- 必要に応じ、教育・保育施設の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。

2



利用申込み
↓
面談
↓
利用開始

- 「利用申込み」以降の手続き等は、実施園に直接行っていただきます。
※ 利用開始までに実施園で面談も受けていただきます。
詳細は、実施園のホームページ等でご確認ください。

詳しくは、港区ホームページを
ご確認ください。



港区ホームページ

港区こども誰でも通園制度について

(保育園での実施についてもご確認いただけます。)